

アース・デザインオフィス
長塚様

先日はご来庁ありがとうございました。
お預かりいたしました平面図につきまして、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に照らし、

「倉庫」を「事業所」として使用できるか
につきましては、「利用者の支援に支障がない場合は可能」となります。

また、(日)～(祝)のスペースのうち、訓練・作業室として認められないスペースはあるか、
につきましては、(日)～(祝)のいずれも、「実際に訓練・作業室として利用者が使用できるスペースか」という観点で、支障がなければ可能、となります。

消防法、建築基準法、宅地法など、他法令については、別途ご確認をお願い申し上げます。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

■■■
船橋市 福祉サービス部 指導監査課
指導監査第一係（障害福祉担当） 齊藤
住所：〒273-0011
船橋市湊町2-8-11 市役所別館2階
TEL：047-436-2425
FAX：047-436-2139
e-mail：shogai-shitei@city.funabashi.lg.jp

■■■